

乳児等通園支援事業の認可について

乳児等通園支援事業は、児童福祉法第34条の15第2項に基づき、令和7年4月1日から、市の認可事業となっております。また、同法第4項の規定により、同事業の認可をしようとするときは、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くように定められております。

今般、次の事業所について事業者から申請があり、これを審査したところ、条例で定める「習志野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を満たす見込みであることから、認可にあたり習志野市福祉問題審議会において、協議いただき御意見を伺うものです。

《児童福祉法(抄)(昭和22年法律第164号)》

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

1. 乳児等通園支援事業の概要

(1) 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(2) 対象者

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳幼児

(3) 利用時間等

1人あたり月10時間を上限とする。

(なお、1日あたりの利用時間の下限は1時間)

(4) 事業の位置づけ

令和7年度 各自治体の判断により実施(任意事業)

令和8年度から 全国自治体で実施(義務事業)

(5) 市内の実施状況

令和7年度 令和8年1月から向山こども園(市立)で実施

令和8年8月現在 4事業所にて実施(向山こども園、クニナ奏の杜保育園、杜の子保育園、みくろすぽけっと～藤崎ルーム～(藤崎みつぼし保育園内 設置))

2. 乳児等通園支援事業の主な認可基準

本事業の実施形態は2類型あり、それぞれで定められた認可基準を満たさなければならない。

(1) 実施形態

- ①一般型 定員を設定し、在園児と合同、もしくは事業の利用者のみで実施
- ②余裕活用型 在園児が利用定員に満たない場合、その範囲内で実施
(保育所・認定こども園・小規模保育事業所のみ)

(2) 認可基準

		①一般型	②余裕活用型		
			保育所	認定こども園	小規模 保育事業A型
設備	保育室等	【0～1歳児】 乳児室又はほふく室 3.3㎡/人以上 【2歳児】 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人以上	県の認可基準 に従う。 (一般型と 同基準)	県の認可基準 に従う。 (一般型と 同基準)	市の認可基準 に従う。 (一般型と 同基準)
	従事者	保育士、事業従事者(市が指定する 研修を修了した者) ※従事者のうち半数以上は保育士 とする。 ※1事業所につき従事者は2人以上 とする。	保育士	保育教諭等	保育士
職員	配置	【0歳児】 利用者3人につき1人以上 【1～2歳児】 利用者6人につき1人以上	県の認可基準 に従う。 (一般型と 同基準)	県の認可基準 に従う。 (一般型と 同基準)	市の認可基準 に従う。 (一般型と 同基準)

3. 令和8年10月から令和9年3月までの間に事業開始を予定する認可申請事業所の概要

(1) 事業所の位置



(2)認可申請事業者・事業所の概要

【認可申請事業者】

名称	ラビットポケット株式会社	同左
住所	千葉県習志野市本大久保4-14-10 グランドパレス大久保203号室	同左
代表者	代表取締役 鈴木 潤悦	同左

【事業所の概要】

事業所名称		ひまわり保育園2nd	ひまわり保育園Sola
施設類型		小規模保育事業所【定員18人】	小規模保育事業所【定員19人】
事業開始予定日		令和8年10月1日	令和8年10月1日
所在地		習志野市大久保1-20-19 エスタシオ1階	習志野市谷津6-16-19 スマートプラン津田沼ツインビル B棟1階
中学校区		第二中学校区	第一中学校区
事業の種類		余裕活用型	余裕活用型
定員※	合計	18人	19人
	0歳	6人	5人
	1歳	6人	7人
	2歳	6人	7人
実施日		月曜日から金曜日	月曜日から金曜日
実施時間		9時00分～12時00分 (3時間固定)	9時00分～12時00分 (3時間固定)
設備		①保育室等 乳児室又はほふく室 44.67㎡ (在園児保育室面積) 保育室又は遊戯室 16.74㎡ (在園児保育室面積) ②その他設備 調理室、事務室、便所等 (在園児設備と兼用)	①保育室等 乳児室又はほふく室 42.11㎡ (在園児保育室面積) 保育室又は遊戯室 14.28㎡ (在園児保育室面積) ②その他設備 調理室、事務室、便所等 (在園児設備と兼用)
職員		管理者、保育士、調理員 (在園児職員と兼任)	管理者、保育士、調理員 (在園児職員と兼任)
食事の提供		提供あり (在園児同様に自園調理)	提供あり (在園児同様に自園調理)

※余裕活用型の定員は、保育所等の利用定員の範囲内で設定